

認定特定非営利活動法人長野サマライズ・センター
寄付金規程

(目的)

第1条 この規程は、認定特定非営利活動法人長野サマライズ・センター（以下「本法人」という）定款第39条第3号の規定を受けて、本法人が受け入れる寄付金の取扱いについて定め、寄付金の公正な運用を図るとともに、本法人と寄付者の円滑な協力関係を保つことを目的とする。

(寄付金の種類と使途)

第2条 本法人が受け入れる寄付金等の種類は、「特定寄付金」及び「一般寄付金」とする。

2 使途を特定する寄付金を「特定寄付金」という。

3 「特定寄付金」以外の寄付金を「一般寄付金」といい、その使途については本法人の裁量とすることができる。

4 「一般寄付金」は、定款第5条に定める特定非営利活動に係る事業に使用するほか、本法人の運営上必要な範囲で管理費に使用することができる。ただし、その場合であっても寄付金額の70%以上は特定非営利活動目的事業に使用することとする。

5 この規程における寄付金には、金銭のほか金銭以外の財産権を含むものとする。

(情報公開)

第3条 本法人が受領する寄付金については、事務所への備置き及び閲覧等の措置を講ずるものとする。

(個人情報保護)

第4条 寄付者に対する個人情報については、別に定める個人情報保護規程に基づき、情報を管理するものとする。

(領収書等の交付)

第5条 寄付金を受領した時は、遅滞なく、礼状（電磁的方法も含む）、領収書を寄付者に送付するものとする。

2 前項の領収書には、本法人の特定非営利活動に係る事業に関連する寄付金である旨、寄付金額及び受領年月日を記載するものとする。

(改 廃)

第6条 この規程の改廃は、理事会の議決を経て行う。

(その他)

第7条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項があるときは、理事長が別に定めるものとする。

附則

(施行期日)

この規程は、平成27年8月6日から施行する。